

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、鴻巣都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 鴻巣都市計画区域における位置等

鴻巣都市計画区域は、都心から約50km圏、埼玉県ほぼ中央部に位置しています。また、鴻巣都市計画区域に含まれる土地の区域は、鴻巣市の行政区域の全域です。

【3・4・12号榛名通線】

本路線は、行田市境を起点とし、3・5・18号富士見通線に接続する延長約1,630m、幅員18mの幹線街路です。

II. 変更理由

本路線に接続する3・5・18号富士見通線が「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）に基づく検証により一部区間を廃止することに伴い、交差点の隅切りが変更となることから、本路線の一部区域を変更するものです。

III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更の内容
3・4・12号 榛名通線	約1,630m	2車線	18m	・一部区域の変更

IV. 関連する都市計画

鴻巣都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 道路（市決定）
- ② 用途地域（市決定）
- ③ 地区計画（市決定）
- ④ 土地区画整理事業（市決定）